
ホームページでカンタン確認

相続専門税理士を
”確実に”見極める
4つのポイント

はじめに

「相続専門税理士を”確実に”見極める4つのポイント」
ダウンロードありがとうございます。

このレポートを見ていただいているあなたは今

「税金、特に相続税はわからないので、ちゃんとした税理士に依頼したい」

もしくは既に税理士に依頼していても

- 話を聞いても腑に落ちない回答ばかりで確信をもって信頼ができない
- 表面的なことしか答えてくれず、どうしたらいいかわからない
- 報酬が異様に高く、高い理由もわからない

かといって、インターネットで調べても、どの事務所も

- 専門性が高い
- 安い
- 実績がある

同じようなことばかり言って、わからない・・・

このように悩まれているかもしれません。

でも安心してください。

このレポートを読めば

- ・ 納得のいく説明をトコトンしてくれ
- ・ 可能な限り節税
- ・ 不当な支払いがない安全な報酬で
- ・ アフターフォローまで完璧にしてくれる

責任をもって節税し、罰金がないように安全な申告をしてくれる“優良”な税理士を見つけ出すことができます。

税理士を見つけるための4つのポイントは、全てホームページ上で判断できます。

セミナーや相談会に行く手間もありませんし、もちろんお金も一切かかりませんのでご安心ください。

税理士に頼んだのに・・・

罰金や必要以上の税金の支払いで失敗し、悔しい思いをする前に

大切な方から引き継いだ大切な財産を少しでも多く守るための知識を身に付けてください。

相続専門の税理士を選別するための4つのポイント

あなたが、相続を専門にしている税理士を見つけるためにやることは

1. 申告件数（実績）が年間200件以上
2. 相続税申告“のみ”を行っている（法人税をやっていない）
3. 税務調査率の実績が1%～3%
4. 税理士報酬をHPに開示している

この4項目を満たしている税理士事務所をHP上で探すだけです。

「どれもホームページで簡単に調べられそう・・・」

「レポートを閉じて、見てみようかな・・・」

ちょっと待ってください！！

4つの項目をみる際には注意点があります。

注意点を知ってからホームページを見ないと、いつまでたっても、正しい税理士を選ぶことができません。

なぜなら一見簡単そうな4つのポイントにはどれも、大きな落とし穴があるからです。

その落とし穴とは・・・

表記している実績が紛らわしいものばかり

例えば「相続税申告“等”1,000 以上の実績～」というような
実績の表記を黒に限りなく近いグレーな表現をしている事務所が多く見受けられ

業界にいて知識がある人間だからこそ見極められる

何の知識もない一般の方からすると絶対に見極められないものばかりです。

ですが知識のないあなたでもホームページを見るだけで

「この人は相続専門の税理士だ」とはっきりとわかるように
見極め方を包み隠さずお教えしますので、必ず集中してレポートをお読みください。

「理由はどうでもいいから、今何をしたらいいのか、早く知りたい」
という方はレポートの最後のページをお読みください。

気を付けるべきポイントをすべてまとめたリストがございますので
リストを見ながらすぐにホームページを確認すれば、税理士をすぐに見つけられると思いま
す。

それでは1つ目のポイントからご説明いたします。

1. 申告件数（実績）が年間 200 件以上あるか

**相続税申告件数が
「年間 200 件以上、累計であれば 1,000 件以上」**

これほどの実績をもつ税理士事務所を見つけましょう。

実績はホームページのトップページや実績紹介ページに記載されています。

やはり実績がある事務所は知識と経験が伴っているので安心して依頼できます。

【注意ポイント：紛らわしい表記に気を付ける】

この表記を見るとき注意点は、「紛らわしい表記」に気を付けることです。

よく見ると、実績の件数が表記されていないことがあります。

具体的には・・・

- (1) 相続「相談」件数しか表記されていない
- (2) 相続税申告「等」の申告件数が～件以上と表記している

詳しく見てみましょう。

注意① 相続「相談」件数しか表記されていない

必ず見るべきは「申告件数」です。

専門家として判断できる指標は 相続税「申告」件数 です。

いったいいくつの申告を行ったかということです。

しかし、相続税「申告」の件数でなく 相続税「相談」の件数のみを表示 している事務所があります。

「相談数」は、税理士とお客様が相続についてお話しした回数のこと。

30分～1時間ぐらいで済むので、数が増えるのは当然といえます。

HPを調べると、下記2パターンの事務所に分かります。

「申告件数と相談件数どちらも記載している事務所」

「相談件数しか記載していない事務所」

申告件数・相談件数を両方載せている事務所は安全です。

例えば、相続税申告件数が450件で、相談件数は2,000件以上といった事務所であれば、

「申告件数200件以上」の条件をクリアしているので優良な税理士事務所といえます。

「相談件数しか記載していない事務所」は危険です。

実績があれば、専門性の重要なアピールポイントになるので、当然載せます。

その上で、相談数しか掲載できないのは、実績がないという裏返しといえます。

そして、そういう事務所のホームページは、どこを探しても「申告件数」が見当たらないことがほとんどです。

年間 200 件は多い？少ない？

通常感覚でいうと、年間 200 件以上の申告が多いのか少ないのかわからないと思います。

年間 200 件以上の申告は、業界基準で言うとトップレベルの数字です。

つまり専門性は高く“完璧”な相続税申告を行える税理士であるといえます。

相続税申告の計算・書類作成は時間がかかります。

理由は、**相続税申告は資料を作りこまなければ、税務署からすぐに罰金を請求されるほど厳密な審査が行われるから**です。

確定申告のように数枚の紙を書くだけで申告をすると罰金の対象になる可能性が非常に高いです。

罰金にならないためにも、そして最大限節税をするためにも、
計算の根拠となる資料を集め、誰が見てもスキのない論理的な計算と資料作成をします。

作りこんだ申告書を作成するには、およそ3か月～6か月かかることがほとんどです。

最終的にできあがる申告書は、個人差はありますが
タウンページほどの厚さになるほどの資料を作成します。

*実際に“作りこまれた”相続税申告書の例（お一人の相続で百科事典3冊分の申告書を作成）



ここまで申告書を作りこむのが「相続専門」の税理士です。

この分厚い申告書を作成するのは直感的にどれほど骨の折れる作業かわかると思います。

年間で 200 件以上も申告をしている事務所は、ここまで資料を作りこむのが「当然」です。だからこそ、後に計算間違いをして国から罰金を取られるリスクが限りなく 0 になります。

注意② 相続税申告「等」の申告件数が～件以上

相続税申告の実績が 200 件以上ある事務所を見つける、もう一つポイントがあります。それは、たった一文字の「等」に注意を払ってください。

『相続税申告「等」の申告件数が～件以上』という表記をする事務所がありますが

これを言い換えると

『法人税、所得税、相続税の申告、全部を合わせて～件以上あります』

ということです。

つまり、

たしかに“申告”は全部で 1,000 件以上あるけど、
相続税申告の“申告”数だけではない

ということです。

こういった表現をしている税理士は実際の申告件数をホームページで明記していません。電話で直接聞くか、面談で聞くかしかありません。

しかし・・・

このような、わかりづらい表現をしている税理士に、安心して仕事を任せられますか？

どう感じるかはあなた次第ですが、少なくともこの場では、あなたのことを誠心誠意考えて申告をする“優良”な税理士としてオススメするのは難しいです。

まとめ 1. 「申告件数（実績）が年間 200 件以上」

まず見るのは、**相続税の「申告数」が**

- ・ **年間 200 件を超えている**

もしくは

- ・ **累計で 1,000 件以上超えている** 税理士事務所でした。

しかし、ホームページに記載されている数字をそのまま鵜呑みにしてはいけません。

そこで下記 2 点を注意して、本当の実績数を確認します。

注意① 相続「相談」件数しか表記されていないか？

→ 「相談」件数ではなく、「申告」件数を見る

「相談」件数だけを表記している事務所は危険

注意② 相続税申告「等」の申告件数が～件以上

あいまいな表現をつかってないか？

これだけでも選ぶべき税理士は絞られてきますが、さらに絞っていきます。

次は、本当に相続税の申告に慣れているかどうかを見極めるポイントをご説明します。

2. 相続税申告“のみ”を行っているか（法人税をやっていないか）

ホームページの「業務内容」や「サービス案内」を見て相続税申告「のみ」を扱っているか確認しましょう。

相続専門の税理士であるならば、法人税や所得税、相続税申告以外の案件は一切やっておりません。

- ・ 会社設立
- ・ 記帳代行、月額顧問
- ・ 確定申告
- ・ 賃貸サービス

会社概要やサービス案内のページでこのような相続に関係のないサービスを扱っている事務所は相続専門ではありません。

ただし、下記の項目は相続に関係した事業です。

これらがあっても相続専門となりますので間違えないよう注意してください。

- ・ 生前対策
- ・ 遺言作成
- ・ 事業承継
- ・ 相続税還付
- ・ 財産調査、名義変更
- ・ 税務調査立会
- ・ 国際相続

会社概要やサービス案内はホームページの上部、目立つところにあります。

しかし、会社概要・サービス案内がわからないホームページもあります。

そのようなホームページは、ページの一番下を見ると、大体、「会社概要」「サービス案内」がありますので、そこからチェックしましょう。

「会社概要」「サービス案内」が見つからない事務所もありますが、自身の情報を出せない事情がある事務所はオススメできません。

相続税申告をするなら、「～センター」に気を付ける

よくある間違いですが

行政書士やFP（ファイナンシャルプランナー）は
相続税申告ができませんので注意です。

相続税申告は「税理士」しかできません。

よく「相続～センター」といったホームページがありますが、運営しているのは
行政書士やFPということがほとんどです。

- ・大切な方が亡くなって、相続どうしよう
- ・税理士に頼んだほうがいいのかな？

今これを読まれているあなたは

実際に相続が起こって「申告をどうしよう」とお考えだと思います。

そんなあなたが今、必要なのは、申告経験豊富で善良な税理士から最適
な申告のアドバイスをもらうことです。

つまり、申告経験がない行政書士やFPとお話しても得られるものは少ないと考えたほうがいいでしょう。

まとめ2. 「相続税申告“のみ”を行っている（法人税をやってない）」

ホームページの「業務内容」や「サービス案内」を見て、その事務所が相続税申告「のみ」を扱っているか確認しましょう。

業務内容やサービス案内はホームページ上部の目立つところか、一番下にあります。

もし記載していないホームページはそれなりの事情があるのでやめましょう。

- ・ 会社設立
- ・ 記帳代行、月額顧問
- ・ 確定申告
- ・ 賃貸サービス

会社概要やサービス案内でこのような

相続に関係のないサービスを扱っている事務所は相続専門ではありません。

ただし、下記の項目は相続に関係した事業です。

これらがあっても相続専門となりますので間違えないよう注意してください。

- ・生前対策
- ・相続税還付
- ・税務調査立会
- ・遺言作成
- ・財産調査、名義変更
- ・国際相続
- ・事業承継

3. 税務調査率の実績が 1%～3%

ホームページ上で、**税務調査率 1%～3%の実績が明記されている税理士を探しましょう。**

税務調査とは、カンタンに言うと相続税の申告を行った後に税務署から

「申告した税金の計算が間違っていますので、罰金を支払ってください」
と言われるものです。

要は税理士が申告書の作成ミスをすると 100%税務調査になると思ってください。

つまり

**税務調査率が低ければ低いほど、専門性が高く
ミスのない安全な申告を行ってくれる税理士**

といえます。

インターネットで調べると同じように多くの事務所が「税務調査率1%」と言っていますが
ここにも当然、非常に大きな罠が潜んでいます。

それは・・・

税務調査率1%の実績があるように 見せかけている表現があります。

具体的には下記の表現です

1. **税務調査率が1%になる「可能性が**あります**」**
2. **税務調査率を1%に「下げる方法**があります**」**

それぞれ詳しく見ていきましょう。

1. 税務調査率が1%になる「可能性があります**」**

あくまで可能性を示唆し、あたかも実績のように見せている表現です。

2. 税務調査率を1%に「下げる方法があります**」**

あくまで下げる方法があるという可能性を示唆しているだけです。

あくまで可能性を話しているだけで、実際どうなのか、実績の話は何もしていないという
トリックです。

相続税申告の税務調査率は平均して20%あります。

日本にいるほとんどの税理士が相続税申告の経験が不足していることから、税務調査率は平均して20%もあります。

そんな中、税務調査率1%という数字は、税理士にとって専門性をアピールする最大のポイントになります。

だからといって、可能性を示唆するだけで実績のように見せかける表現を使う事務所は信用がおけるのか？

あなたはどう思いますか？

直接、税務調査率を聞きたい方へ

ここまでお話をしてきましたが、税務調査率はインターネット上ではほとんど情報がでてこないの

「実際に話を聞いて真偽を確かめ、確信を持ちたい」

という方もいらっしゃると思います。

その際に尋ねれば必ず真偽がわかる質問があります。

それは・・・

- ・ 去年の申告件数と税務調査率
- ・ 一昨年の申告件数と税務調査率を教えてください。

この質問をして、濁されたり、あいまいな表現をしたり、明確な答えが得られない場合は「この事務所は実績がない」とすぐに判断できると思います。

なぜ昨年、一昨年の実績を聞くのかといいますと

税務調査は相続税申告した後、半年～2年後に行われるからです。

税務調査率の本当の数値は、1～2年後に確定します。

そのため、去年、一昨年の実績を聞けばおおよそ実際の数値がわかります。

例えば、2016年11月時点で、申告実績が400件ある事務所でも

「2016年の税務調査率は1%でした」と言われても信用できない数字です。

嘘は言っていないですが、そもそも税務調査が行われる前なので

調査率が出せるはずがありません。

まとめ3. 「税務調査率の実績が1%～3%」

税務調査率を1%～3%の実績がある税理士事務所を探しましょう。

ただしホームページで下記のように「可能性を示唆する」表現をしている事務所は実績がない可能性が高いので気を付けましょう

1. 税務調査率が1%になる「可能性があります」
2. 税務調査率を1%に「下げる方法があります」

また、ご自身で税務調査率を直接調べる場合には

- 昨年の申告件数と税務調査に入られた件数
- 一昨年の申告件数と税務調査に入られた件数を教えてください。

と、過去年度の実績を聞けばすぐにわかることでしょう。

このように過去の実績を聞く理由は、税務調査が行われるのが、相続税申告後半年～2年なので、税務調査率が確定するのが1～2年後だからでした。

4. 税理士報酬をHPに開示している

ホームページで税理士報酬をはっきりと書いている税理士事務所を見つけましょう。

相続専門の税理士事務所なのに税理士報酬が載っていない事務所に依頼すると

・追加報酬

・成果報酬

がかかるということを肝に免じたうえで依頼したほうがいいでしょう。

調査したところによると、追加報酬、成果報酬を請求され、最初の見積もりよりも 2~3 倍の報酬を請求されることが多いそうです。

巧妙な請求

しかも請求方法もかなり巧妙にしてきます。

多くは契約をして半年後に突如として請求をしてることが多いようです。

言い分としては、

「特例を使って 1,000 万円の節税に成功した。

成果報酬で 200 万円をくれれば、節税を行う。

成果報酬をくれなければ、節税は行わない。」

このような文句で報酬支払いをせざるを得ない状況を作ってきます。

砂漠の道案内を丁寧に行ってでエスコートするも

砂漠のど真ん中、水もなくなり、喉がカラカラの状態になった途端に

「近くにあるオアシス、お金を払えば教えますよ」

と言っているようなものです。

最初の見積もり通り、最大限の節税をしてお客様の申告をするのがプロとしての、専門家としての働き方だと思いますがあなたはどう思いますか？

注意点① 相場に近い報酬設定している税理士を見つけましょう

「じゃあ、私はいくら支払う心積もりでいけばいいの？」

このように疑問に持たれている方もいると思います。

あなたが見るべきポイントをまず言いますと

相場に近い報酬設定している税理士を見つけてください。

ホームページに税理士報酬があるので、あなたが相続した遺産総額の0.5%~1%が報酬として設定されていれば、善良な税理士といえます。

遺産総額というとなんか難しいかもしれませんので例を出します。

例えば相続した遺産が

土地：3000万円

現金：5000万円

であれば、遺産総額は8000万円になります。

要するに相続した遺産を全部足したらいくらになるか？ということです。

ここで報酬の断言はできません

しかし、ここであなたの報酬は～です と断言すると詐欺になります。

なぜなら、税理士報酬はあなたがどのような財産を相続したかによって異なるからです。

一般に税理士報酬は相続した遺産の 0.5%～1% が相場といわれていますが話はそう簡単ではありません。

例えば、A さん、B さんともに相続した遺産は 1 億円。

しかし・・・

A さんは税理士報酬が 120 万円

B さんは 50 万円でした。

この違いは A さんは土地を 15 か所もっていたので、その分税理士の稼働が増え報酬が高くなっています。

一方 B さんは土地を 1 か所しかもっていないので、税理士の稼働が少なくなり報酬は少なくなっています。

このように十人十色なので、報酬の詳しいことはお話してみないとわからないというのが実情です。

ただ、4つのポイントをすべて満たす税理士を選べば、安全な報酬を設定している税理士になるので安心してください。

まとめ

あなたが

- ・ 納得のいく説明をトコトンしてくれ
- ・ 可能な限り節税
- ・ 不当な支払いがない安全な報酬
- ・ アフターフォローまで完璧にしてくれる

優良な税理士を見極めるために必要なポイントをすべてお話してきました。

ここで話している内容を気を付ければ、必ず納得のいく相続税申告をしてくれる税理士に出会うことができるでしょう。

最後にここまでお伝えしたポイントを全てまとめます。

リスト形式にしているので、このページを印刷してチェックをつけながらホームページを見ると、相続をしっかりとってくれる税理士に難なくたどり着くことができます。

1. 申告件数（実績）が年間 200 件以上、累計 1,000 件以上

- 相続税“申告”件数が年間 200 件以上、累計 1,000 件以上ある

＊ホームページに記載している場所

実績は、ホームページのトップページに記載されていることが多いです。

□ **【注意点①】**

相続「相談」件数しか表記がない

見るべきは“申告数“。「相談」件数だけを表記している事務所は危険

□ **【注意点②】**

相続税申告「等」の申告件数が～件以上とぼかし表現を使っている

2. 相続税申告“のみ”を行っている（法人税をやっていない）

□ **法人業務を取り扱っていない**

・会社設立 ・記帳代行、月額顧問 ・確定申告 ・賃貸サービス

これらのような、相続に関係のないサービスを扱う事務所は“相続専門外”

*ホームページに記載している場所：会社概要、サービス案内

□ **【注意点①】**

下記は相続に関係した事業なので、取り扱っていても問題なし

・生前対策 ・遺言作成 ・事業承継
・相続税還付 ・財産調査、名義変更 ・税務調査立会 ・国際相続

3. 税務調査率の実績が1%~3%

税務調査率1~3%の実績がある

*ホームページに記載している場所：特徴ページなど

【注意点①】

「可能性を示唆する」表現に気を付けましょう

言い換えると可能性だけで実際はどうか明確になっていません。

例1. 税務調査率が1%になる 「可能性ががあります」

例2. 税務調査率を1%に 「下げる方法があります」

4. 税理士報酬がHP上に開示されている

HPに報酬の記載があるページを見つけましょう

*ホームページに記載している場所：プラン、料金ページ

【注意点①】

相場に近い報酬設定している税理士を見つけましょう

遺産総額の0.5%~1%が税理士報酬の相場です

あなたが相続税申告をできるために
必要なポイントをすべてお話ししました。

このリストを見れば必ず相続税に誠実な税理士を見つけることができるでしょう。